第四条に見出しとして「（従事命令の方法）」を付し、同条第一項中「第二十四条第一項」を「第七条第一項」に、「左」を「次」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「届け出があつた」を「届出があった」に改め、「これを」を削り、同項に項番号を付す。

第五条に見出しとして「（実費弁償請求書の提出）」を付し、同条第一項中「第二十四条第五項」を「第七条第五項」に、「第二十四条第二項」を「第七条第二項」に、「なした」を「した」に改める。

第六条に見出しとして「（扶助金支給申請書の提出）」を付し、同条第一項中「第二十九条」を「第十二条」に、「第二十四条第二項」を「第七条第二項」に、「なした」を「した」に改め、同条第二項中「左」を「次」に、「添附」を「添付」に改め、同項に項番号を付す。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行前に開始した災害救助法第二条に規定する救助に係る災害対策基本法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の災害救助法第二十三条の二第一項又は第二十六条第一項の規定に係る公用令書の交付、第二十三条の二第三項の規定による損失補償請求書の提出、第二十四条第一項又は第二項の規定による従事命令の方法、第二十四条第五項の規定による実費弁償請求書の提出及びこの府令の施行前に支給すべき事由の生じた扶助金の支給に係る扶助金支給申請書の提出については、この府令による改正後の災害救助法施行規則第一条、第三条、第四条、第五条及び第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○内閣府令第六十八号

災害救助法（昭和二十二年十月十八日法律第百十八号）第二十条第二項及び第三項並びに第二十一条並びに災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第三号及び第四号並びに第十一条第二項の規定に基づき、災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令を次のように定める。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令

（令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情）

第一条　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。

（令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準）

第二条　令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

二　被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（令第十一条第二項の内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害）

第三条　令第十一条第二項に規定する内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害は、別表に定めるところによる。

（法第二十条第二項の内閣府令で定める国に対する弁済の要請）

第四条　法第二十条第二項の規定による弁済の要請は、内閣総理大臣に対して、弁済を要請する事由、同条第一項の規定により求償の請求を行った都道府県名その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

（法第二十条第三項及び第二十一条の内閣府令で定める弁済の要請を行った都道府県知事に対する通知）

第五条　内閣総理大臣は、法第二十条第三項の規定により弁済しようとするときは、同条第二項の要請を行った都道府県に対して、その旨を通知するものとする。

2　内閣総理大臣は、法第二十一条第二項の規定により支払おうとするときは、法第二十条第二項の要請を行った都道府県に対して、その旨を通知するものとする。

附　則

この内閣府令は災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

別表（第三条関係）

障害等級	身体障害
第一級	一　両眼が失明したもの 二　咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの 三　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五　両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六　両上肢の用を全廃したもの 七　両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八　両下肢の用を全廃したもの
第二級	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二　両眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 五　両上肢を手関節以上で失ったもの 六　両下肢を足関節以上で失ったもの
第三級	一　一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二　咀嚼（そしゃく）又は言語の機能を廃したもの 三　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五　両手の手指の全部を失ったもの
第四級	一　両眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二　咀嚼（そしゃく）及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三　両耳の聴力を全く失ったもの 四　一上肢をひじ関節以上で失ったもの 五　一下肢をひざ関節以上で失ったもの 六　両手の手指の全部の用を廃したもの 七　両足をリスフラン関節以上で失ったもの